

狩猟免許取得の手引き

狩猟制度の概要

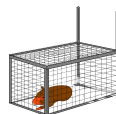
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護管理法)
すべての野生鳥獣は、原則としてその捕獲が禁止されています。
ただし**狩猟による捕獲と有害鳥獣などを許可捕獲する場合**等は捕獲等を行うことが可能です。



狩猟を行うためには、「**狩猟免許**」を所持し、「**狩猟者登録**」を受けることが必要です。
(狩猟が出来る区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守してください)



狩猟免許とは



狩猟免許を取得するには、都道府県が実施する狩猟免許試験に合格する必要があります。
狩猟免許は法定猟具の種類(使用できる猟具の種類)に応じて、次の4種類に分かれています。

- 網猟免許・・・・・・・・・・網を使って鳥獣を捕獲する場合に必要です。
むそう網、はり網、つき網、なげ網が法定猟具として定められています。
- わな猟免許・・・・・・・・・・鳥獣を閉じ込めたり、体の一部をくったりする場合に必要です。
くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわなが法定猟具として定められています。
- 第一種銃猟免許・・・・・・・・装薬銃(散弾銃、ライフル銃)を使用する場合に必要です。
第一種銃猟免許の他に銃砲所持許可証も必要になります。
詳しくは最寄りの警察署へお問い合わせください。
- 第二種銃猟免許・・・・・・・・空気銃(圧縮ガス銃含む)を使用する場合に必要です。
第二種銃猟免許の他に銃砲所持許可証も必要になります。
詳しくは最寄りの警察署へお問い合わせください。

狩猟者登録とは

狩猟免許を所持し、狩猟をしようとする都道府県で、狩猟免許に応じた「**狩猟者登録**」をすると、その年度の狩猟期間中に狩猟を行うことができます。

狩猟期間とは

狩猟をしてもよい期間は、次のとおり定められています。

- 北海道・・・・・・・・毎年10月1日から翌年1月31日
- それ以外・・・・・・・・毎年11月15日から翌年2月15日

※ただし、鳥獣の種類によっては、期間を延長または短縮している場合があるため、登録する都道府県に確認してください。



狩猟鳥獣とは



狩猟により捕獲等が認められている野生の鳥獣を「**狩猟鳥獣**」といいます。これ以外の鳥獣は狩猟で捕獲することはできません。また、国及び都道府県で捕獲が禁止されている種や捕獲数に制限がある場合があります。

鳥類：マガモ、キジバト、キジ(雄)、ヒヨドリなど26種類。
獣類：イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、タヌキなど20種類 ※広島県ではツキノワグマの捕獲を禁止しています。

狩猟を始めるまでの流れ

① 狩猟免許試験の申請（4月下旬から8月中旬頃）

- ・県庁自然環境課に申請してください。
- ・免許の種類：網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟
- ・申請手数料：5,200円、既に狩猟免許を所持し別の種類を受験される場合は3,900円（受験する種類ごとに必要です）



初心者講習会の受講（任意）
（一社）広島県猟友会が開催しています。
受講料や日程については、（一社）広島県猟友会までお問い合わせください。
（電話：082-227-7890）
講習内容：法令に関する知識等や猟具の取扱い等の指導等



② 狩猟免許試験の受験（7月上旬から9月中旬頃）

- ・試験の回数及び会場については、県のホームページ等でお知らせします。
- ・免許の種類ごとに受験します。
 - 適性試験（視力、聴力、運動能力）
 - 知識試験（法令、鳥獣に関する知識及び猟具に関する知識試験）
 - 技能試験（鳥獣の判別や猟具の取扱いなど）



合格

③ 狩猟免許の取得

- ・狩猟免許が交付されます。
- ・有効期間は3年です。（3年ごとに更新手続きが必要です。）



狩猟の場合



許可捕獲の場合

④ 狩猟者登録

- ・各農林水産事務所の林務（第一）課に申請が必要です。（県外の方は県庁自然環境課に申請）
- ・申請には手数料と狩猟税が必要になります。（免許の種類ごとに金額が異なりますので、登録の書類を御確認下さい。）

⑤ 有害鳥獣捕獲

- ・農作物被害等がある場合は、有害鳥獣捕獲許可を得て捕獲を行うことができます。
- ・有害鳥獣捕獲は、捕獲場所の市町への申請が必要です。市町担当窓口にお問い合わせください。



⑥ 狩猟

- ・広島県の狩猟期間は11月15日から2月15日までです。
（イノシシ及びニホンジカ（廿日市市宮島町は除く）は2月末日まで延長）



※銃猟を行う場合には、別途銃砲所持許可が必要です。

銃砲所持許可証の手続き等については、住所地の警察署にお問い合わせください。

①狩猟免許試験の申請

広島県で狩猟免許試験を受験される方は、次のとおり申請をしてください。

- 受験対象者：県内に住居地がある方で、網・わなは18歳以上、第一種銃猟・第二種銃猟は20歳以上の方（鳥獣保護管理法第40条第2号から6号までに該当しない方に限ります。）
- 申請先：県庁自然環境課
- 事前申込：各試験実施日の1か月前まで（試験会場や日程はホームページ等でお知らせします。）
- 本申請時期：各試験実施日の10日前まで（試験会場や日程はホームページ等でお知らせします。）
- 申請方法：事前申込をした後、本申請を行ってください。
電子申請をされる場合は、「広島県電子申請システム」で申し込みをしてください。
紙申請をされる場合は、「事前申込書」をご提出ください。
受験したい猟法の種類（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）ごとに申請書を提出（1回の試験で複数の種類を受験することも可能です。）
- 申請書類等：【電子申請の場合】
事前申込が受付された後、県から本申請用の案内メールが届きます。
メールに添付された案内に従って、広島県電子申請システムより手続きをしてください。
【紙申請の場合】
事前申込が受付された後、県から本申請用の書類が届きます。
狩猟免許申請書、医師の診断書（銃砲所持許可を取得されている方は、許可証の写し）、写真（申請前6か月以内に撮影した写真）、受講票、狩猟免許手数料、返信用封筒
- 手数料：【電子申請の場合】
電子納付にて納付する。（クレジットカード、電子マネー等）
本申請が受付された後、県から手数料支払いの案内があります。
【紙申請の場合】
専用の納付書を使用し、金融機関で納付する。
新規取得の方は、受験する種別ごとに5,200円
既に他の狩猟免許を取得されている方は、受験する種別ごとに3,900円
電子・紙申請の違いによる金額の違いはありません。

②狩猟免許試験の受験

狩猟免許試験は、次のとおり実施されます。

- 実施時期：7月上旬から9月中旬（年により異なります。詳しくはホームページ等で御確認ください。）
- 実施場所：ホームページ等でお知らせします。
- 実施回数：ホームページ等でお知らせします。
- 試験内容：適性試験（視力、聴力、運動能力）
※適性試験に合格すると知識試験が受験できます。
知識試験（法律、猟具、鳥獣に関する知識についての筆記試験）
※知識試験に合格すると技能試験が受験できます。
技能試験（猟具の取扱い、鳥獣の判別等）

③狩猟免許の取得

免許試験に合格すると、狩猟免許が交付されます。

- 範囲：全国一律
- 有効期間：3年間（3年ごとに更新手続きが必要です。）
- 取消等：鳥獣保護管理法に違反したり、適性がなくなった場合は、その程度に応じて、免許が取り消されたり、効力が停止されたりします。

④狩猟者登録

広島県で狩猟をしようとする方は、次により申請してください。また、他の都道府県で狩猟をされる方は、狩猟を行う都道府県に申請が必要です。

- ・申請先：各農林水産事務所 林務（第一）課（県外の方は、県庁自然環境課）
- ・申請時期：10月1日から狩猟期間が終わるまで随時
- ・有効範囲：広島県内のみ（登録をした都道府県内のみ）有効
- ・有効期間：登録した年度の狩猟期間中のみ有効（※年度ごとに登録が必要です。）
- ・申請書類等：狩猟者登録申請書、狩猟税申告書、3,000万円以上の損害補償保険に入っていることの証明書、写真2枚（1枚は申請書に貼付）、狩猟者登録手数料及び狩猟税、狩猟税の減免措置を受ける者はその証明書類
- ・交付書類：狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣保護区位置図など

【手数料・狩猟税一覧】

		網 猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
狩猟者登録手数料(円)		1,800			
狩猟税(円)	下記以外の者	8,200	8,200	16,500	5,500
	低い税額額適用者	5,500	5,500	11,000	

※狩猟税軽減制度の適用について（令和10年3月31日まで）

○対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、狩猟税が全額免除になります。

○1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲に従事した実績がある者は、狩猟税は表の金額の半額になります。

⑤狩猟

狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟期間中に狩猟を行うことができます。

- ・狩猟期間：11月15日から2月15日（イノシシ及びニホンジカ（廿日市市宮島町を除く）に限り2月末まで）
- ・注意事項：狩猟に出る際には、狩猟者登録証を携帯し狩猟者記章を着用してください。
網猟、わな猟では、使用する猟具ごとに標識（名札）の設置が必要です。
狩猟期間終了後は30日以内に登録証を返納してください。（裏面に捕獲報告を記載してください。）
登録証返納時に出猟カレンダー（わな猟、第一種銃猟）も返納してください。分析結果を翌年度の登録者に報告させていただきます。

⑥有害鳥獣捕獲許可による捕獲

農作物被害などがある場合に、被害対策などを行っても被害が収まらない場合に限って、特別の許可を得て捕獲することができます。

- ・手続：捕獲の許可については、捕獲したい場所の市町に申請して許可を得る必要がありますので、市町の担当窓口にお問い合わせください。
※鳥獣の種類や捕獲方法によっては、国や県の許可になる場合もあります。

【お問い合わせ先】

事務所名	管轄地域	電話	内容
西部農林水産事務所 林務第一課 自然保護係	広島市, 大竹市, 廿日市市, 呉市, 東広島市, 竹原市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 坂町, 熊野町, 北広島町, 安芸太田町, 大崎上島町	082-228-2111 (内線 5454)	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の更新に関する事。 ・狩猟者登録に関する事。
東部農林水産事務所 林務課 自然保護係	福山市, 府中市, 尾道市, 三原市, 神石高原町, 世羅町	084-921-1311 (内線 2583)	
北部農林水産事務所 林務第一課 自然保護係	三次市, 庄原市	0824-72-2015 (内線 2153)	
県庁環境県民局 自然環境課 野生生物グループ	県内全域	082-513-2933	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許試験(新規取得)に関する事。 ・その他狩猟全般に関する事。

狩猟情報サイト

狩猟関係の情報は、以下のサイトの「狩猟について」からご覧になれます。
広島県ホームページ

アドレス : <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huntinglicense/>

